

65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ

●介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問合せ 保健福祉課 ☎3F30番 高齢者支援 ☎6647-9859 ㊟6644-1937

大阪市国民健康保険からのお知らせ

●保険料の通知について

国民健康保険料(4月～翌年3月分)については6月に決定し、6月中旬に世帯主あてに「国民健康保険料決定通知書」をお送りします。

●国民健康保険料のための所得申告書について

国民健康保険料を決めるため、収入のない方や市府民税の申告の必要がない方に国民健康保険料のための所得申告書をお送りします。

提出されていない方は、4月15日(金)までに区役所窓口サービス課保険年金担当(2階28番窓口)まで提出してください。

問合せ 窓口サービス課 ☎2F28番 保険年金 ☎6647-9956 ㊟6633-8270

令和4年度 児童扶養手当額のお知らせ

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に手当額が改定されます。

●令和4年4月分からの児童扶養手当(月額)

児童1人目		
全部支給	43,160円 ▶	43,070円
一部支給	43,150円 ～10,180円 ▶	43,060円 ～10,160円
児童2人目		
全部支給	10,190円 ▶	10,170円
一部支給	10,180円 ～5,100円 ▶	10,160円 ～5,090円
児童3人目以降		
全部支給	6,110円 ▶	6,100円
一部支給	6,100円 ～3,060円 ▶	6,090円 ～3,050円

児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉課 ☎3F32番 子育て支援 (児童扶養手当担当) ☎6647-9895 ㊟6644-1937

愛犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主は年に1回、集合注射会場又は動物病院で狂犬病予防注射を必ず受けさせてください(犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年必ず受けさせなければなりません)。

※令和2年度より狂犬病予防注射料金が改正されています。

日時 4月12日(火)・24日(日)13:30～16:00

場所 区役所1階 検診車スペース(正面入口東側)

費用 ①登録手数料:3,000円

②注射料金:2,750円

③注射済票交付手数料:550円

新規の方:1頭につき6,300円(①+②+③)

継続の方:1頭につき3,300円(②+③)

その他 雨天決行。ただし、午前11時時点で大阪管区气象台が大阪市内に「特別警報」または、「暴風警報」を発表している場合は中止させていただきます。

○継続の方は、区役所からの案内通知を忘れずにご持参ください。

○動物病院で受けられる場合、注射料金が異なる場合があります。

問合せ 保健福祉課 ☎3F34番 保健 ☎6647-9973 ㊟6644-1937

4月は「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間です

●犬を飼うにあたって

・犬の登録、狂犬病予防注射は必ず受け、鑑札・注射済票をつけましょう。また、放し飼いは絶対にやめましょう。

・フンの後始末は飼い主の責任ですので、必ず後始末をしましょう。また、フン・尿はできるだけ自宅で済ませた後、散歩に出かけるようにしつけをしましょう。

●猫を飼うにあたって

・放し飼いの猫による、フン・尿被害の苦情が多く寄せられています。飼い猫がご近所に迷惑をかけるためにも、室内飼育をしましょう。

・野良猫に対してエサを与える場合はエサの片付けやフン・尿の後始末をするなど、周りに迷惑をかけるよう愛情をもって適切に世話をしましょう。(令和元年12月の条例改正により、動物へ餌を与えた後の清掃が義務付けされました!)

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

令和4年4月分からの手当月額が次のとおり改定されました。

●特別児童扶養手当・特別障がい者手当等(月額)

各種手当	改定前	改定後
①特別児童扶養手当(1級)	52,500円 ▶	52,400円
②特別児童扶養手当(2級)	34,970円 ▶	34,900円
③特別障がい者手当	27,350円 ▶	27,300円
④障がい児福祉手当	14,880円 ▶	14,850円
⑤経過福祉手当	14,880円 ▶	14,850円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課 ☎3F32番 障がい者支援 ☎6647-9897 ㊟6644-1937

固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、5月2日(月)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問合せ

●固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について

なんば市税事務所 固定資産税グループ ☎4397-2957(土地)、☎4397-2958(家屋)

問合せ可能日時 平日9:00～17:30 ※金曜のみ19:00まで

●固定資産税(償却資産)について

船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎4705-2941 ㊟4705-2905

問合せ可能日時 平日9:00～17:30

絵本の受付回収にご協力ください

環境事業センターで開催しております「マタニティウェア、ベビー服、子ども服、絵本の展示・提供」で提供するための、絵本の受付回収をおこなっています。ご家庭でご不用になった再使用可能な書籍のうち、幼児期から小学校入学程度までの児童を対象とした絵本がありましたら、環境事業センターまでお持ちください。

※音や光が出る絵本など受付できない絵本もあります。詳細は環境事業センターまでお問い合わせ願います。

問合せ 中部環境事業センター出張所 ☎6567-0750 ㊟6567-0721

区役所窓口の担当業務が変更となります

令和4年4月1日から、次のとおり区役所窓口の担当業務の変更等を行い、将来ビジョンに掲げる目標達成に向けた取組をより一層推進していきます。

課・グループの電話やFAX番号に変更はありません。

現行(令和3年度)			
窓口	課	グループ	主な担当業務
6階62番	総務	企画調整	区政会議、区運営方針、広報広聴、各種相談、 まちづくり
6階63番	市民協働	市民協働	地域コミュニティ、防災・災害救助、防犯対策、区役所附設会館、放置自転車対策
5階53番	保健福祉	生活支援	生活保護、生活保護の受付面接・就労支援・医療・経理、民生委員・児童委員

変更後(令和4年度)			
窓口	課	グループ	主な担当業務
6階62番	総務	企画調整	区政会議、区運営方針、広報広聴、各種相談
6階63番	市民協働	市民協働	地域コミュニティ、防災・災害救助、防犯対策、区役所附設会館、放置自転車対策、 まちづくり、にぎわい創出
5階53番	生活支援		左記のとおり